

「(仮称)せんだい支えあいのまち推進プラン 2027」骨子案

【全体構成案】(※タイトルは仮称。○は主な内容)

第1章 計画の策定について

- 1 策定の趣旨
- 2 位置付け
- 3 計画期間
- 4 策定の方法

第2章 地域の福祉に関する現状

- 1 国の動向
- 2 本市の現状
- 3 せんだい支えあいのまち推進プランの振り返り
- 4 本市の福祉分野の取り組みについて
- 5 今後の取り組みに必要な視点

次回（8月31日予定）の分科会
でお示しする部分

第3章 計画の方向性

- 1 基本的な考え方
- 2 基本理念、基本目標
- 3 基本的方向

本日も議論いただきたい部分

第4章 施策の展開

- 基本的方向1
- 基本的方向2
- 基本的方向3

第5章 生活困窮者自立支援、成年後見制度利用促進、再犯防止推進、重層的支援体制整備事業実施計画

- 1 一人ひとりに寄り添い、自立まで伴走する支援(生活困窮)
- 2 その人の意思に沿った、その人らしい暮らしを支える(成年後見)
- 3 犯罪や非行からの立ち直りを支援し、再犯による新たな被害を防ぐ(再犯防止)
- 4 重層的な支援体制の整備(重層)

第6章 計画の推進

- 計画を推進するための仕組み

次回（8月31日予定）の分科会
でお示しする部分

第3章 計画の方向性

1 基本的な考え方

↓ 現行プランの記載

- 本市ではこれまで、「誰もがそれぞれの地域で、自立し、安心して、自分らしい充実した生活を送ることができるまち」を基本理念に、地域福祉を推進してきました。
- この間の地域を取り巻く状況の変化を踏まえ、地域住民や地域の多様な主体が「支える側」と「支えられる側」に分かれるのではなく、誰もが社会の一員として役割を持ち、地域づくりに参加し、ともに地域をつくっていく地域共生社会の実現に向けた取り組みを進めていく必要があります。
- 地域共生社会の実現に向け、本市のこれまでの地域福祉推進の理念や考え方、取り組みを大切にしながら、さらにさまざまな事情により社会的孤立など生活上の課題を抱えた方等への支援を充実させていきます。
- 本計画の対象者は、地域で暮らす「すべての住民」です。そして本計画の担い手は、地域の「みんな」です。一人ひとりの住民をはじめ、町内会、民生委員児童委員、市・地区社会福祉協議会、老人クラブ、NPO・ボランティア団体、企業、社会福祉法人、福祉サービス事業者、関係機関、行政など、地域の多様な主体の「みんな」が担い手として参加することが地域共生社会の実現につながります。
- 本人や家族による「自助」の取り組み、地域住民や地域団体等による支えあい、助けあいの「互助・共助」の取り組み、行政による公的なサービスである「公助」の取り組みが相互に組み合わさり、地域の「みんな」が一体となって一人ひとりを支えるセーフティネットの構築を推進していきます。それにより、地域共生社会や、仙台市基本計画において目指す都市の姿の一つ、「多様性が社会を動かす共生のまちへ」の実現を目指します。

◆次期計画における基本的な考え方に盛り込む事項

- ①地域共生社会の実現に向け、せんだい支えあいのまち推進プランの基本理念、基本目標のもと取り組みを行ってきた
- ②少子高齢化のさらなる進展や単身世帯の増加、新型コロナウイルスによる生活様式の大きな変化などにより、地域の支えあい活動の減少や意識低下、孤独・孤立の問題、複合化・複雑化した生活課題がより顕在化するなど、地域を取り巻く環境もさらに変化している
- ③人とひととのつながりを大切にしながら、より一層地域共生社会の実現に向けた取り組みや支援を充実していく
- ④【現計画と同様】本計画の対象者は、地域で暮らす「すべての住民」となるが、本計画を推進するにあたっては、住民のみならず、本市に通勤・通学する人、町内会、民生委員児童委員、市・地区社会福祉協議会、老人クラブ、NPO・ボランティア団体、企業、社会福祉法人、福祉サービス事業者、関係機関、行政など、多様な主体である「みんな」が地域に愛着を感じながら、支えあいの活動を進めていく
- ⑤【現計画と同様】自助、互助・共助、公助の取組が相互に組み合わさり、「みんな」が一体となって地域のセーフティネットの構築や、「多様性が社会を動かす共生のまちへ」の実現を目指す

2 基本理念、基本目標

(仮称)せんだい支えあいのまち推進プラン 2027 令和 9 年度～令和 14 年度

基本理念

ともに生き、支えあうまち

基本目標

誰もが互いに尊重し、つながりあいながら、
自分らしく安心して居られる地域をみんなでつくる

- 地域共生社会の実現、包括的な支援体制の整備のさらなる充実を目指していることから、基本理念はせんだい支えあいのまち推進プラン(令和3年度～令和8年度)を継承する
- 基本目標については、孤独・孤立対策推進法でも目指している「相互に支え合い、人と人との『つながり』が生まれる社会」の要素を取り入れながら、グループインタビューのご意見から見えてきた「つながりを軸にした地域福祉の構築」という視点も踏まえ「誰もが互いに尊重し、つながりあいながら」という文言に変更する
- 仙台(地域)で暮らす人だけではなく、通勤や通学で日常的に仙台(地域)に“居る”人も地域の主体として参画していただくことや、誰もが安心して暮らし、活躍できる地域となるよう「自分らしく安心して居られる地域をみんなでつくる」という文言に修正

3 基本的方向

基本理念、基本目標の実現に向け、本計画では次の 3 つの基本的方向を掲げ、下図の各施策を展開していくことで、包括的な支援体制の整備を推進していく。

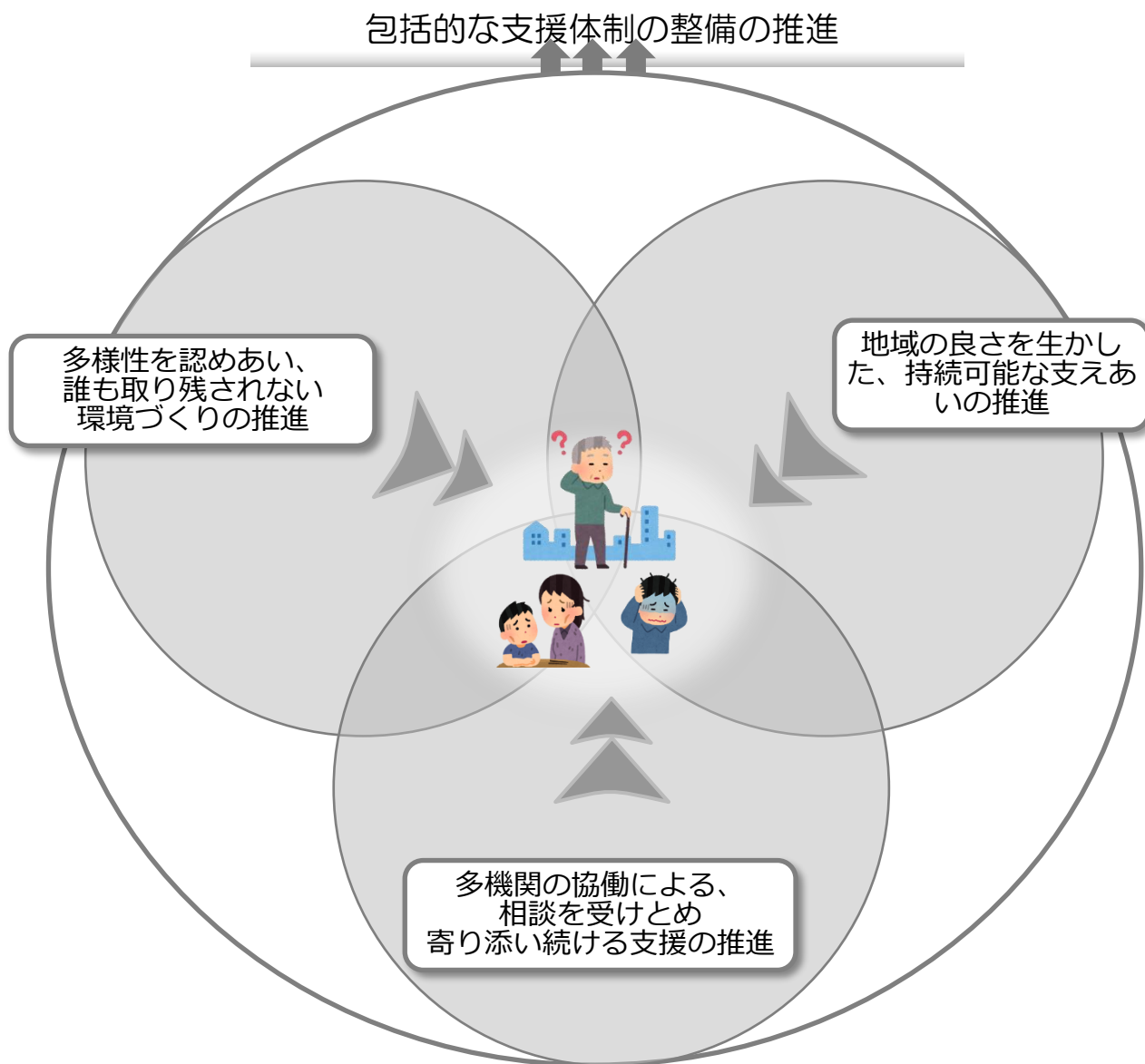
基本的方向 1 多様性を認めあい、誰も取り残されない環境づくりの推進

基本的方向 2 地域の良さを生かした、持続可能な支えあいの推進

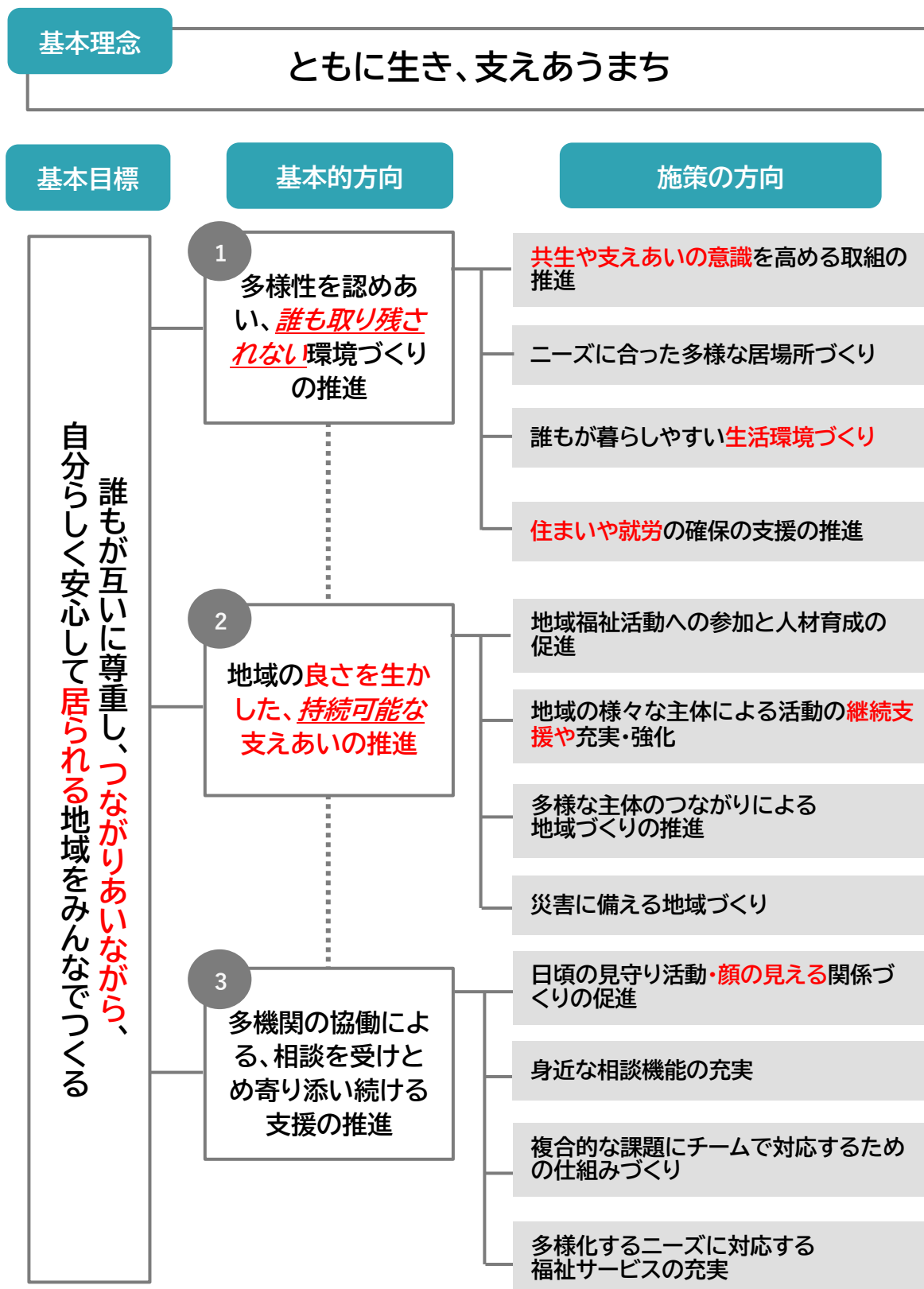
基本的方向 3 多機関の協働による、相談を受けとめ寄り添い続ける支援の推進

■取り組みのイメージ

↓ 現行プランと同様の図式記載



<計画の体系>



・現行計画からの変更箇所は下線。また、前回分科会でのご意見を反映している箇所は太字。

基本的方向 1

多様性を認めあい、誰も取り残されない環境づくりの推進

<考え方>

- 人はそれぞれ多様な価値観や背景を持っています。こうした多様性をみんなが理解する機会や場づくりを進め、お互いを認めあう社会を醸成していくことが必要です。
- 価値観の多様化や社会構造の変化、個人の事情等により、地域や社会とのつながりが弱い方や弱まってしまった方が、気軽に新たなつながりをつくったり、つながりを結びなおしたりできるように、ゆるやかにつながれる開かれた居場所や、参加しやすい居場所づくりを促進していくことが必要です。
- 年齢や性別、障害の有無、国籍の違い等にかかわらず、誰もが必要な情報を得られ、誰にとっても生活しやすい環境を整備する取り組みを進めることが必要です。また、誰もが孤立せず、取り残されない環境を整備していくことが必要です。

<施策の方向>

(1) 共生や支えあいの意識を高める取組の推進

■現状や課題

- ・コロナ禍を経て生活様式が大きく変化したこともあり、地域や人との関わりの機会はますます減り、また、地域の日頃の交流や支えあいに対する市民の意識がさらに低下している。
- ・つながりや支えあいの重要性を知る機会が必要。
- ・障害や認知症などが誰にでも起こりうることであると知る機会が必要。
- ・子どもの頃から高齢者や障害のある方と交流する機会や、当事者から話を聞く機会を設けることなどにより、多様性についての正しい理解を進めることが大切。

■方向性

- ・一人ひとりを尊重し、社会とつながり、支えあいながら生きていく意識を育む取組を推進します。

(主な取り組み)

※今後具体の事業を掲載し、重点的な取組の検討を行う。以下同。

(2) ニーズに合った多様な居場所づくり

■現状や課題

- ・年齢や性別、障害の有無等により、支える側と支えられる側を固定することなく、誰もが何らかの役割を持てる場所や機会が必要。
- ・誰もが気軽に参加しやすい雰囲気をつくるとともに、必要と思うときにつながることができる“開かれた居場所”や“ゆるやかな居場所”づくりが必要。
- ・SNS など、多様化したつながり方をうまく生かしながら、いざというときに助けを求めることができる“ゆるやかなつながり”をつくる雰囲気醸成が必要。
- ・公共施設に加え、法人の地域交流スペースなど地域資源を有効活用する取り組みが必要。

■方向性

○本人や世帯の状態やニーズに応じた多様な形の居場所づくりを推進します。

○気軽に参加できる開かれた居場所づくりを推進します。

(主な取り組み)

(3)誰もが暮らしやすい生活環境づくり

■現状や課題

・地域や人とのつながりが減少することで起こりうる「孤独・孤立」の問題や、障害や介護が必要など、身近な人のケアを無償で行っている「ケアラー」の中には自身の生活に支障をきたしている方もいるなどの課題も表面化している。

・「孤独・孤立」や「ケアラー」が抱える問題を知る機会や、支援を充実させることが必要。

・頼れる身寄りがないことにより抱える生活上の課題への対応も必要。

・障害の特性により、限られた伝達方法だけでは情報が届きにくい方がいることを考慮する必要がある。

・外国人にも適切に情報を伝えるため、多言語による情報発信等を進める必要がある。

・バリアフリーやユニバーサルデザインを推進する必要がある。

■方向性

○孤独・孤立やケアラーが抱える問題を知る機会や支援の充実に向けた検討を進めます。

○誰にとっても利用しやすい施設や交通環境の整備を推進するとともに、情報アクセシビリティの向上を図ります。

(主な取り組み)

(4)住まいや就労の確保の支援の推進

■現状や課題

・少子高齢化や核家族化の進展により、孤独死の問題や、頼れる身寄りのない高齢者、親亡き後の障害のある方の住まいの問題が顕在化し、また、外国人やドメスティック・バイオレンス(以下、「DV」という。)被害者、刑務所等から出所した人など、住まいの確保が困難な方への支援の必要性が高まっている。

・「働きたい人(人材)」と「受け入れる側(就労機会)」をつなぐ仕組みづくりが課題。

・制度の狭間への対応や、複合的な課題を抱える人への支援が必要。

■方向性

・様々な事情で住まいや就労の確保に課題を抱える方に対する、多様な分野の取り組みと連携した支援の充実を図ります。

(主な取り組み)

<考え方>

- 地域によってその成り立ちや文化、住民の年代や世帯構成の傾向、有している資源は異なります。多様な人々が地域の一員として安心して生活していくためには、身近な日々の暮らしの場である地域の強みや魅力、抱える課題に住民自身が気づき、その地域の良さを生かして課題の解決を図るための取り組みを進める必要があります。
- 地域課題を解決するためには、特定の担い手に頼るのではなく、誰もが主体的に地域社会と関わりを持ち、ともに地域をつくっていくことが必要です。
- 共働き世帯の増加や定年延長などにより、担い手の確保が難しくなっていることをふまえ、持続可能な地域活動の取組や、一人ひとりが負担感なく関わる環境づくりに取り組んでいく必要があります。
- 福祉の分野以外の地域の資源や ICT・AI をうまく取り入れることや、仙台に通学・通勤している人たちなど、居住していなくても仙台で日中を過ごす人たちの力も地域福祉活動に取り込んでいくことで持続可能な地域力の強化につながります。
- これまでに積み重ねてきた取り組みや関係性を活かし、多様な地域の担い手が連携・協働し、分野を超えてつながりながら地域づくりを進めていくことが必要です。日常生活の中で培われた住民同士の支えあいの力は、災害時にも力を発揮します。

<施策の方向>

(1)地域福祉活動への参加と人材育成の促進

■現状や課題

- ・地域で活動する方の高齢化や担い手不足が進んでいるため、新たな担い手の育成や、若い世代が参加しやすい環境や仕組みづくり、多様な媒体による情報発信が必要。
- ・共働き世帯の増加や定年延長などにより、地域活動と関わりがある人が少なくなっているとともに、時間的余裕のなさ等から負担感のある活動に抵抗を感じる人が増えてきている。将来の担い手となりうる方と日ごろからのゆるやかなつながりを持ち、必要な時に協力をお願いできる土台づくりを進めることが必要。
- ・育成した担い手が活躍できる場づくりや活動参加の促進を行い、育成した担い手や参加者が持続的に参加できる取り組みが必要。
- ・地域のさまざまな取り組みや好事例の共有により、支えあい活動の参加への機運を高めることが必要。

■方向性

- 地域福祉活動に対する市民の関心を高め、理解や参加を促進するとともに、地域活動をする方や団体の意欲を高めるため、地域福祉活動に関する広報の充実や、活動事例の共有や各種講座等により人材育成を図ります。
- 新たな担い手となり得る方とゆるやかにつながれる、開かれた居場所づくりを進めます。

(主な取り組み)

(2)地域の様々な主体による活動の継続支援や充実・強化

■現状や課題

- ・地域活動のリーダーやコーディネーターの高齢化や担い手不足が進んでいるため、組織の運営や活動の継続が難しくなっている。
- ・担い手の負担感の軽減も含め、持続可能な活動ができる支援が必要。
- ・無理のない範囲で地域活動に関わり、地域全体で支えあいの体制を構築していく仕組みづくりが必要。
- ・地域の様々な主体の活動の充実に向けた支援が必要。

■方向性

- 地域のさまざまな団体等による多様な支えあい活動の活性化を図るため、活動への支援充実を図ります。
- 地域活動を行う団体や担い手の負担軽減や、無理のない支えあい活動を続けていくための支援を進めます。

(主な取り組み)

(3)多様な主体のつながりによる地域づくりの推進

■現状や課題

- ・世代を超えて多くの住民や団体が主体的に活動に参加し、工夫しながら地域課題解決に向けて取り組んでいるところがある一方、さまざまな事情により活動を広く展開できずにいる地域もあるなど、地域活動の地域差が広がっている。
- ・地域の多様な主体間で地域の強みや魅力、課題を共有し、それぞれの役割を活かしながら連携・協働し、地域の課題解決に向け、一緒に考え行動していく必要がある。
- ・福祉の分野に限らず、地域の社会資源を活用できる仕組みづくりが必要。
- ・団体間をつなぐためのコーディネート機能が重要。

■方向性

- 福祉の各分野における横断的な連携や、民間企業を含めた福祉以外の分野との連携を強化し、地域の社会資源を生かした地域づくりを推進していきます。
- 地域のコーディネーターによる、住民主体の地域課題の解決に向けた活動のサポートや、地域のネットワークづくりを進めていきます。

(主な取り組み)

(4)災害に備える地域づくり

■現状や課題

- ・災害時の支援体制づくりの取り組みが進んでいない地域の状況把握や普及啓発が必要。

- ・災害時に支援を必要とする方と日ごろから関係者間で支援体制を構築する必要がある。
- ・平常時における取り組みが災害時に活かされることを意識することが必要。
- ・災害ボランティアや専門ボランティア、地域防災リーダーや自主防災組織等の担い手育成が必要。

■方向性

- 要配慮者の支援体制づくりや円滑な避難所運営の確保、地域における防災・減災の取り組みへの支援を推進するとともに、日頃の地域の支えあい活動から災害時の地域の支援体制づくりにつながるよう、多様な主体と連携した取り組みを進めていきます。

(主な取り組み)

<考え方>

- 本人や世帯の抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応するためには、個々の状況だけではなく、世帯全体の抱える生活課題に対し、柔軟かつ継続的な対応が必要です。
- 生活環境の変化やライフステージの分かれ目により支援がとぎれることのないよう、制度のはざまを作らない、切れ目のない伴走的な支援体制を構築していく必要があります。
- 本人を中心として寄り添う意識を持ちながら、地域住民等による緩やかな見守り活動等と、専門職による具体的な支援をともに充実させていく必要があります。
- 地域住民や相談機関、医療機関、福祉関係者に加え、福祉分野を超えた多職種や多機関がつながり、連携を強化しながらそれぞれの支援力を高め、さらに支援の“輪”を広げながら包括的な相談支援体制を充実させていくことが必要です。

<施策の方向>

(1) 日頃の見守り活動・顔の見える関係づくりの促進

■現状や課題

- ・個人や世帯に関する課題が深刻化する前に、日頃からの見守り活動等により早期に課題を把握することが必要。
- ・課題に気づきやすくなるためにも、日ごろからの顔の見える関係づくりが重要。
- ・地域の支援者の負担とならないよう、ゆるやかな見守りができる環境や居場所を整えとともに、課題を把握した際に速やかに支援できるように、地域の支援者間との体制づくりの強化を行う必要がある。
- ・本人や世帯の状況の変化に気づくために、地域の社会資源として、民間企業の力を活用することも必要。
- ・特定の支援者が一人だけで抱え込むことがないよう、地域の福祉関係団体などが一緒に支援することや、支援者支援の取組の強化が必要。
- ・本人や世帯の状況の変化に柔軟かつ継続的に対応するためには、公的サービスだけでは十分でなく、地域の力が必要。

■方向性

- 地域における見守り活動等を通じ、支援が必要な事案の早期発見や早期対応を進めるとともに、地域団体や関係機関等が連携して地域全体で継続した支援ができる取り組みの充実を図ります。
- (主な取り組み)

(2) 身近な相談機能の充実

■現状や課題

- ・地域の身近な相談機関等で世帯の相談を受け止めて対応し、そこでの対応が難しい場合は、適切

な関係機関につなぎ、連携していくことが必要。

- ・支援につながりにくい人を把握し、支援する仕組みが必要。
- ・さまざまな事情に柔軟に対応できる相談機能の充実が必要。

■方向性

- ・各専門相談機関等における総合的な相談支援機能の充実
 - ・アウトリーチ支援の推進
- (主な取り組み)

(3) 複合的な課題にチームで対応するための仕組みづくり

■現状や課題

- ・対応するケースが複雑化、複合化している。複合的な課題を抱えているケースは地域とのつながりが薄い世帯が多く、支援を受けることに拒否的な場合もある。
- ・支援を受けることに拒否的な場合であっても、チームで役割分担を行い伴走的に支援する体制を充実させる必要がある。
- ・複雑化・複合化している課題に対し、複数の分野が連携して、包括的な相談支援体制の推進を図り、世帯全体の課題を支援する必要がある。
- ・既存制度の枠組みに当てはまらない生活課題を抱えている場合など、制度のはざまをつくらなくように支援体制を構築する必要がある。
- ・本人の状況や状態の変化により支援機関が変わる場合などに、支援が途切れないように、関係機関をつなぐ役割が必要。
- ・分野を超えた連携を進めていくため、他の相談機関の事業や制度を学ぶ機会、他の相談機関へのつなぎ方、分野横断の取り組みを推進する組織のあり方などを検討する必要がある。

■方向性

- 多職種・多機関による重層的な支援ネットワークの充実と、多機関の協働による包括的な支援体制の構築に向けた取り組みを進めます。
- (主な取り組み)

(4) 多様化するニーズに対応する福祉サービスの充実

■現状や課題

- ・既存の取り組みをうまく活かしながら、新たな課題に対応していくことが必要。
- ・福祉サービスや福祉に関する相談先がわかりづらいという声があるため、デジタル化や ICT 化 への対応が難しい方等へも配慮しながら、さまざまな媒体を用いて福祉に関する情報の発信を強化する必要がある。
- ・社会福祉法人による「地域における公益的な取組」を推進する必要がある。

■方向性

- 福祉サービスを必要とする市民が利用・選択しやすいよう、情報提供や相談体制の充実を図るとと

もに、デジタル化・ICT化の推進に向けた取組を推進します。

○福祉の専門人材育成の取組を推進します。

○市民ニーズを把握しながら、さまざまな福祉サービスの基盤の整備を進めます。

(主な取組)

第 5 章 生活困窮者自立支援、成年後見制度利用促進、再犯防止推進、重層的支援体制整備事業

<第 5 章の説明>

1 一人ひとりに寄り添い、自立まで伴走する支援（生活困窮者自立支援）

■これまでの取り組み

- ・仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」
- ・アウトリーチ支援員配置事業
- ・就労訓練推進事業
- ・就労準備支援事業
- ・居住支援事業
- ・こどもの学習・生活支援事業
- ・住居確保給付金
- ・家計改善支援事業

■方向性

(1) 自立相談支援体制の充実

生活に困窮する方が抱える課題は、経済的な問題だけではなく、就労、住まい、健康、家族関係、社会的孤立など、多様化するとともに複数の課題が重なり合うケースも増えています。また、物価高騰や雇用環境の変化などを背景に、これまで生活に困窮することのなかった方が生活基盤を失う事例も見られるなど、支援ニーズは多様化しています。

生活に困窮した方から自立相談支援機関に相談があった場合には、本人の状況や意向を丁寧に把握し、自立に向けた支援プランを作成するとともに、本人に寄り添いながら継続的な支援を行います。本市では、自立相談支援、就労支援、就労準備支援、家計改善支援を一体的に実施しており、本人の状況や課題の変化に応じて適切な支援を組み合わせることで、自立に向けた段階的な支援を進めます。

一方で、長期間のひきこもり状態にある方や社会とのつながりが希薄な方、制度や相談窓口に関する情報を得ることが難しい方など、自ら相談につながる方が困難な方も少なくありません。また、制度利用の手続きやコミュニケーションへの不安などから、必要な支援につながらないまま生活課題が深刻化するケースも見られます。

このため、相談を待つだけでなく、関係機関や地域との連携により支援を必要とする方を早期に把握し、訪問や同行などの支援を行うとともに、本人との信頼関係を築きながら、就労や家計改善に加え、地域での居場所づくりや社会参加につながる支援も含め、一人ひとりの状況に応じた伴走型支援の充実を図ります。

▽主な取り組み

- アウトリーチ支援の強化や相談窓口の柔軟な運用により、支援につながりにくい方への早期介入を図ります。
- 庁内外の関係機関との連携を強化し、支援を必要とする方の早期把握と包括的な支援を推進します。
- 本人の意向を尊重しながら、継続的に寄り添う伴走型支援の充実を図ります。

(2) 住まいが不安定な方への支援の充実

住まいは、安心して生活を営み、自立した生活を送るための基盤ですが、生活困窮や家族関係の変化、心身の不調などを背景として、住まいの確保が困難となる方や、不安定な住環境で生活する方への支援ニーズは多様化しています。

ホームレス状態にある方については、仙台市路上生活者等自立支援ホームにおける生活支援や就労支援を実施するとともに、巡回相談や衛生改善事業、結核検診等により生活状況や健康状態を把握し、民間支援団体等とも連携しながら、自立に向けた支援を進めます。

また、インターネットカフェ等で生活する方や、家庭内の事情により住まいを失うおそれのある方、精神疾患や知的障害、発達障害などにより居住の継続が困難な方など、支援を必要とする方の状況は多様化しています。

このため、住居確保給付金や日常生活支援住居施設など、住まいが不安定な方が自立を目指すための制度を適切に活用するとともに、居住支援法人や居住支援協議会をはじめとする関係機関、住宅部門との連携を強化し、住まいの確保から地域生活への定着まで切れ目のない支援を推進します。また、高齢者や障害のある方など住宅の確保に配慮を要する方についても、それぞれの状況に応じた支援を進めます。

▽主な取り組み

- 居住支援法人や不動産関係団体等との連携を強化し、入居支援から入居後の見守り・生活支援までの一体的な支援を推進します。
- 住宅施策と福祉施策の連携を強化し、住まいの確保に困難を抱える方の制度活用を促進します。
- 多様なニーズに対応した居住の場の確保と、地域生活への定着支援を図ります。

(3) 支援機関、部署等との横断的な連携・協力による支援の強化

生活に困窮している方を早期に把握し、課題が深刻化する前に必要な支援につなぐことは、自立の実現に向けて重要です。

近年は、生活困窮に加え、高齢、障害、介護、子育て、ひきこもり、精神保健、(権利擁護)など、複数の課題を抱える世帯が増加しており、一つの制度や支援機関だけでは対応が難しい事例も多くなっています。

このため、これまで築いてきた支援ネットワークをさらに充実させるとともに、庁内関係部署、自立相談支援機関、社会福祉協議会、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、医療機関、教育機関、ハローワーク、居住支援関係機関、民間支援団体など、多様な主体がそれぞれの役割を共有しながら連携を強化します。

▽主な取り組み

- 生活困窮の兆候を把握した段階で、速やかに関係機関と情報共有し、早期支援につなげます。
- 庁内関係部署および民間団体等との連携を一層強化し、横断的な支援体制の充実を図ります。

2 その人の意思に沿った、その人らしい暮らしを支える（成年後見制度利用促進）

■成年後見制度の概要

■現状

▽本市の現状

▽仙台市の現在の体制、取組

仙台市成年後見サポート推進協議会

仙台市成年後見総合センター

権利擁護チーム支援会議

市民後見人養成・支援

日常生活自立支援事業

各機関、団体等

■方向性

(1)積極的な権利擁護支援に向けた地域連携ネットワークのさらなる活用

▽現状と課題

本市は令和5年度より中核機関及び協議会を設置し、また、権利擁護チーム支援会議等の専門職団体から助言を受ける場を整備してきました。

今後、成年後見制度の大幅な見直しにより柔軟な制度運用が開始されることも踏まえ、権利擁護の各段階に応じ、チームを支援する機能の一層の活用・拡充に向けて、中核機関及び協議会の体制強化を図っていくことが必要となります。さらに、制度改正による影響を市民や支援者が十分に理解できるよう、周知・広報していくことが必要です。

▽主な取組

○支援者がチーム支援のための窓口を利用しやすいような仕組みの整備を進めます

○成年後見制度の見直しを踏まえたチーム支援機能の一層の活用・拡充に向けて、中核機関及び協議会の体制強化を図ります

○地域連携ネットワークの充実を図っていきます

○新制度を含め、市民、支援者に向けた継続的な周知・広報に取り組めます

(2)市民後見人が活躍できる環境づくり及び後見の担い手支援

▽現状と課題

法改正による制度の柔軟化に伴い、後見人の交代や支援内容の見直しの機会が増えることが想定されます。こうした中、専門職や親族後見人から市民後見人への交代が円滑に進むよう、家庭裁判所をはじめ、関係機関と連携を強化していく必要があります。

また、制度の改正により制度利用者の増加が見込まれるところであり、後見の担い手への技術的助言や意思決定支援に対する理解浸透の必要性が高まります。市民後見人のみならず、法人後見・親族後見人も含めた後見の担い手が安心してその役割を果たせるよう支援の充実が必要です。

▽主な取組

- 制度改正を踏まえた市民後見人の受任機会拡大に向け、家庭裁判所や専門職団体との協議を進めます。
- 地域福祉活動などでの市民後見人の活躍の場を広げます。
- 市民後見人をはじめ、親族後見人・法人後見を含めた様々な後見の担い手支援の充実に取り組みます。

3 犯罪や非行からの立ち直りを支援し、再犯による新たな被害を防ぐ(再犯防止推進)

■現状

- ・刑事司法制度、更生保護の概要
- ・仙台市における関係機関、団体
- ・支援の現状

■方向性

(1)立ち直り支援への理解促進と関係機関の連携強化

▽現状と課題

犯した罪を反省し、立ち直ろうとしている人を受け入れる社会をつくるためには、その人たちの置かれた状況や、その人の持つ特性、自分の意思だけでは回復が難しい病気としての薬物やアルコール依存症などへの正しい理解を広げることが大切です。

また、立ち直りを支えるさまざまな活動を広く市民に知ってもらい、活動への理解を広め、新たな協力者が増えていく環境をつくることも必要です。

さらに、立ち直りの支援は、刑務所や少年院などを出て社会に戻る前後から、地域での生活が軌道に乗るまで、本人が孤立することのないよう息長く続けていくことが必要となります。支援者が一人で困難な課題を抱え込んでしまうことのないよう、関係機関・団体が相互に関わり続けることが重要です。

そのため、令和 3 年度に設置した「仙台市再犯防止推進ネットワーク会議」を中心に関係機関の連携を強化しながら、犯罪や非行をした人の立ち直りと地域生活の継続を支える取組を推進していく必要があります。

▽主な取組

- ・仙台市再犯防止推進ネットワーク会議を活用し、支援の現場での円滑で継続した連携、協力関係づくりを引き続き進めます。
- ・社会を明るくする運動の推進やさまざまな媒体による広報等により、更生支援への啓発や、保護司等の更生保護を支えるボランティア等の活動の周知を進めます。

(2)居住・就労支援の推進

▽現状と課題

立ち直ろうとする意欲を持って再び社会に戻っても、身元保証人を得られず住居が確保できなかったり、罪を犯した人に対する根強い偏見などにより就職や就労の継続ができず、生活の基盤の確保や人間関係づくりが困難な場合があります。適当な帰住先が確保されていない者や無職の者は、孤立感を抱え、適切な社会とのかかわりがなくなっているところで、犯罪や非行を誘発しやすい環境に取り込まれていってしまうこともあります。

罪を犯した人たちも安心して住居を確保でき、適切な就労先とマッチングを進められるよう取組を進めていく必要があります。

▽主な取組

- ・仙台市居住支援協議会と連携し、セーフティネット住宅登録制度等の周知を進めます。
- ・協力雇用主のさらなる拡大のため制度等の周知を進めます。

- ・就労や住まいの確保の支援を推進します。

(3)地域での立ち直りを支える取り組みの推進

▽現状と課題

罪を犯した人への支援は、本人の同意のもと、釈放後一定の期間内において、国の責任、国の制度により実施されます。しかし、その後の長い社会生活は、一市民として地域の中で暮らしていくこととなります。

また、釈放後の受け入れ先の一つとなる家族も「加害者の家族」などとして偏見や差別により地域での生活が困難になっていたり、そもそも世帯として複雑な課題を抱えていたりすることもあります。

本人やそうした家族も含め、生活のしづらさを抱える市民の一人として、必要な支援につなげていかななくてはなりません。

▽主な取組

- ・多様な居場所づくりを推進します。
- ・関係機関等との連携や情報共有、地域での気づき等により、高齢や障害、生活困窮等で支援を必要とする罪を犯した人への支援を実施します。
- ・依存症等についての理解を広げます。
- ・薬物依存症等を抱える本人や家族からの相談対応やミーティングに取り組みます。
- ・学校等との連携により学びを支援します。

(4)被害者支援、地域の安全安心の推進

▽現状と課題

犯罪により、心や体が傷つき、描いていた夢や希望を奪われ、また、大切な人を失い苦しんでいる人がいます。国の計画は、「(再犯防止施策は)犯罪被害者等が存在することを十分認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解」することの重要性を踏まえて行うこととしています。

本市でも再犯防止施策の前提として当然にこれらの考えを踏まえており、犯罪被害者が被害を回復し、再び安全で安心した生活を営むことができるよう令和6年10月施行「仙台市犯罪被害者等支援条例」を基本とした犯罪被害者への支援や地域の安全安心の取り組みを推進しています。

▽主な取組

- ・犯罪被害者等総合相談窓口による各種支援施策の情報提供を行うなど、被害者やその家族を適切な支援につなぎます。
- ・配偶者暴力相談支援センター事業等によりDV被害者への支援充実を図ります。性暴力等への相談対応、性暴力防止のための啓発を実施します。
- ・犯罪が起きにくい環境づくりを進めます。

(資料)

- ・犯罪統計、再犯率等データ
- ・法、国計画

4 孤立させないつながる支援(重層的支援体制整備事業)

<重層的支援体制整備事業の概要>

<掲載事項>

- ・地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の方向性に関する事項
 - ・支援関係機関の機能の強化に係る目標に関する事項
 - ・支援関係機関相互間の連携の促進に係る目標に関する事項
 - ・達成状況の評価に関する事項
- など

■方向性

▽包括的な相談支援(第4章基本的方向3)

(主な取り組み)

▽参加支援(第4章基本的方向1)

(主な取り組み)

▽地域づくりに向けた支援(第4章基本的方向2)

(主な取り組み)